

様式第 1 号

審議会等の会議開催のお知らせ

会 議 名	美浦村地域福祉計画・美浦村地域福祉活動計画 策定委員会
開 催 日 時	平成 3 0 年 3 月 2 0 日（火）午後 2 時 0 0 分
開 催 場 所	地域交流館 みほふれ愛プラザ 2 階 研修室
議 題	美浦村地域福祉計画・美浦村地域福祉活動計画（案） について
公開・非公開の別 （非公開の場合はその 理由）	公開
傍聴を認める者の定員 （公開する場合のみ）	3 名
傍聴の申込方法 （公開する場合のみ）	先着順
問合せ先	福祉介護課

様式第 2 号

審議会等の会議傍聴要領

1 傍聴手続き

- (1) 傍聴の受付は、会議の開催当日会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議を開始する 15 分前から会議を開始するまでの間とします。

2 会議を傍聴するにあたって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、発声、発言その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 発言、質問等はしないこと。
- (3) 携帯電話、スマートフォン、その他傍聴人が所有する機器等を使用しないこと。また、音声を発しないようにしておくこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。特にその必要がある場合は事前に申し出るものとし、会議の長の許可を得ること。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯及び掲示しないこと。
- (6) はちまき、腕章等を着用しないこと。
- (7) 飲食、喫煙をしないこと。
- (8) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議の進行上において、一部非公開となる場合があります。その場合は会議の長及び事務局の指示に必ず従ってください。
- (2) 傍聴人が前 2 項の内容を遵守しないときは、会議の長の注意を受けることとなります。なおかつ、会議の長の注意に従わないときは、会議を開催している施設から退場していただく場合があります。

